

交通事故被害者の会

第67号

2023年2月15日 (年2回発行)

E-mail info@hk-higaisya.netホームページ <https://hk-higaisha.net/>発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章001-0030 札幌市北区北30条西6丁目4-18
北海道交通安全協会内

TEL 011-299-9025 FAX 011-299-9026

被害者の会は、被害者どうしの支援と死傷被害根絶のための取り組みを目的とした、交通事故被害者でつくる会です。
入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、交流会等に参加できます。

あの日から60年「親は 生きている限り 死んだ子の歳を数える」

小樽市 木戸 英二

1963年、小学1年の息子が 歩道で無免許少年のバイクにひかれ死亡

木戸修一、昭和31年生まれ。昭和38年5月26日、未成年者の無免許、酒気帯び運転により、国道5号線の歩道にて犠牲になる。当時7才、生きていれば67才になる。

小学校に入学し、その日は初めての運動会だった。運動会が終わってPTA役員として残ってグラウンドの掃除をしていた時、「息子さんが交通事故で病院へ搬送された」と告げられた。俺の子がまさか死ぬことはないだろう、夢中で走り、病院の処置室へ入ると、我が子を見て愕然とした。頭に包帯が巻かれ、色白の顔の子が青白く、生きているような無心できれいな顔で眠っていた。先生から大変難しい状態にあることを告げられ、その数分後、息を引き取り、死亡を宣告されたのである。

あまりに突然で声も出ず、自分の子が死んだことが理解できず、何時の間にか、気が付いたときは、海の見える岬へ立ち、一人で大声で泣いていた。その夜は死んだ子と添い寝をし、全身を隈なくさすってあげたのがあの子との最後だった。長男を喪い、残された6か月の二男を抱いた母親の精神的ショックとやり場のない憤り、深い悲しみは想像を絶する。

歩道を歩いていた息子には何の落ち度もないのに、何で、どうして……。未成年者の加害者は、会社のバイクを無断で持ち出し、時速約100キロで走行中、ハンドルを取られて左側歩道へ突っ込み、一人を跳ね飛ばして重傷を負わせ、二人目、自分の子を約25m跳ね飛ばした。



幼稚園の卒園日に

2002年、国土交通大臣へ手紙・・・「国土交通大臣 石原 伸晃殿」

「戦後、平和と人命の尊さを唱えるも、事件、事故が絶えない。それも同じ日本人同士の殺し合いなのである。無免許運転こそ重大殺人罪として扱うべきではないか。未成年者の人権のみが先行し、賠償責任の所在が明確でないのは問題です。被害者の「権利と補償」について真剣な見直しを求めます。

事故以来、ささやかですが地域に対し夫婦共々日赤奉仕団の一員として、社会への奉仕と供養に、また特に交通事故防止になればと努めているが、事件、事故を見聞きするたびに、被害者の心境が先ず脳裏に浮かび、「真の弱者とは誰のことか」を問いながら、被害者の方々に対する「権利と補償」について寛大な救済と制度の見直しを願うものである。同時に孫子の代まで二度と悲慘を繰り返してはならない。平和な時代を祈ってやみません。」(一部抜粋)

2023年、あの日から60年



「また何かが」電話のベル一つでもおののきながら、何時しか時は流れ、あれから60年になるが、片時も忘れたことはない。「親は 生きている限り死んだ子の歳を数える」。

〈編集者注〉1963年5月26日、小樽市の国道で歩道を歩いていた木戸修一さん(当時7歳)は、未成年者の無免許運転バイクの犠牲になりました。ご遺族は、2002年、国土交通大臣に、安全な社会と被害者の権利・補償を求める「手紙」を送付していますが、本稿は、「手紙」について記した2005年の会報17号の手記を基に追記されたものです。

〈今号の内容〉② 新会員より ③ お便り ④ 命の教室感想文 ⑤ パネル展感想 ⑥ 道被害者相談室より寄稿
⑦ 児童犠牲事件の寛刑を憂う ⑧ コラム「被害者支援条例」 ⑨ 要望活動 ⑩ 全国大会 ⑫ 日誌 他

新会員より

孫達との再会を楽しみにしていた母を失って

アメリカ カリフォルニア州

ダンラップ 菜帆子

皆さま、はじめまして。このような悲しい形で皆さまと繋がる事、皆さまも同じでしょうが、非常に残念に感じつつ、強い心の支えにさせて頂いています。

2022年8月1日に、札幌市西区西野4条9丁目の交差点で、79歳の女性が運転する車が暴走し、青信号で自転車で渡っていた藤田明美（70）を轢き逃げした挙句、地下鉄宮の沢駅まで暴走、蛇行運転を続け、6台の車に追突して車が大破して停車した事故がありました。

私は、藤田明美の長女です。22年前にカリフォルニア州に移住しまして、現在もカリフォルニアでアメリカ人の夫と、7歳の娘、5歳の息子、2匹の犬と住んでおります。皆さまもご存知の通り、コロナウイルスの影響を受け、日本の入国に規制がかかっていたため、3年近くに母に会えないまま、このような突然の別れになってしまいました。



母は、孫達と犬達を本当に大切に思ってくれていたもので、どんなに無念だっただろうと思うと、悔しさと怒りで狂いそうになります。2022年の9月に一時帰国を考えていた矢先の事でした。私には妹がいますが、妹は10年ほど前からカナダに移住しており、お互いに母に長く会えないまま、突然最愛の母を失いました。



在りし日の藤田明美さん

母は自然が大好きな人でした。家の周りでも登山をしたり、冬はスノーシューで裏山の散歩に出かけるような人でした。

3年前、母はヨセミテ国立公園のハーフドームに登頂するために渡米。68歳直前でハーフドームの登頂に成功し、他のアメリカ人登山客からもヒーロー扱いされていたくらい、非常に元気で足腰の強い人でした。庭でお野菜を育て、初めて受粉に成功したかぼちゃを収穫するのをとても楽しみにしていました。そのかぼちゃを食べる事ができないまま、無責任な老人に殺されました。そんなささやかな夢をも奪われたのです。

ここ数年は、車の運転は極力避け、徒歩や自転車で移動するようにしていました。来年11月の車検が切れる時に、免許返納をする予定でいました。そんな母が、車を暴走させた79歳に轢き殺されるとは、本当に理不尽でなりません。

私は8月の大半を、家族をアメリカに残し、日本で警察からの説明を受け、弁護士を選出、お墓の準備などをして、またアメリカに戻ってきています。

しばらく日本にいましたが、加害者からも、その家族からも、娘の私達には一言の謝罪もありませんでした。カリフォルニアに家族も生活の基盤もあるため、事故関係の事は遠隔で行っています。生前、母がとても愛おしく思い、いつも気にかけてくれた孫達は、ばあばの記憶があまりない子供達になってしまいました。母は非常に道徳に長けた人間でした。本当に尊敬に値する、自慢の母でした。

そんな母を殺した人間は、謝罪すらもせず、ひたすら逃げているだけのような道徳の全くない人間であるという事が、本当に情けなく悔しく思います。かなり早い時点で、加害者は警察に「自転車かオートバイにぶつかった」「アクセルを踏み間違えたかもしれない」という事を口にしていました。それにも関わらず、謝罪も何もなかったのです。

やっと「謝罪」という言葉が出たのが、母の3回目の月命日の直前でした。弁護士の先生を通じて、謝罪の趣旨、内容、方法などを伺ってもらいました。返答は、特に何も具体的には考えていない、という様な物で「いや、退院したので、..」という感じでした。本当に「謝罪」という言葉を使ったという事実が欲しいだけなのか？と思われても仕方のないような態度です。殺人を犯しておきながら、覚悟のない、全く反省をしているとは思えない加害者の態度は、火に油を注ぐだけの、恨みを一層強くする原因にしかありません。母を殺した、という事は一生懸命生きてきた人間の命を理不尽な理由で終わらせたという事。その罪の重大さを全く分かっていないような加害者に、強い怒りを覚えています。

まだ非常に短期間ではありますが、交通事故被害者の会の方々のお話を少し読ませていただきましたが、加害者と被害者の間での「謝罪」の認



識の違い、保険会社の理不尽な対応であったり、悔しい思いをしている方々が多くいらっしゃると思っています。勿論、根本的な法律の問題が非常に大きいのは間違いありません。アメリカはご存知の方も多いかと思いますが、訴訟大国です。訴訟に遠慮などしません。勿論理不尽な訴訟を起こすケースもありますが、加害者をしっかり裁くシステムの下、裁判も成り立っています。アメリカのように、とは言いませんが、危険運転を野放しにするような、世界から何百歩も遅れをとっている日本の法律、罰則、裁判を変える努力に少しでも力になれば、...、と思い、入会のお願いを致しました。

車は凶器になり得る事を、あまりにも軽視すぎている日本の法律。そして、加害者への刑罰の甘さは放っておいてはいけな



い事だと強く感じています。
皆さまには、裁判に至るまでの間に、お知恵を借りる事もあるかもしれません

ん。母の死を無駄にしないため、皆さまの今までの努力を实らせるため、出来る限りの事をして被害者の尊厳と権利を追求していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

〈事件概要〉2022年8月1日、札幌市西区在住の藤田明美さんは、青信号の交差点を自転車で渡っていて、暴走車にひき逃げされ、貴い命を奪われました。



「北海道新聞」2022年8月2日

会員からのお便り

交通死傷被害の無きことを祈ります

小樽市 木戸 英二

何時も会報を送って下さりありがとうございます。私は、体調も良くなり、入退院を繰り返しておりますが、常に交通事故については関心を持っており、テレビや新聞等を見て、これで良いのかといただつこともあります。子どもが交通事故に遭い、その後事故を起こすことの無いよう、無事故で運転を終えました。今後とも事故の無いように祈るばかりです。



会報を読み 涙しました

札幌市 谷藤 景子

会報第66号を読ませていただきました。娘さんを亡くされた母親の気持ちが手にとるようになり、涙が出ました。事故により不幸になる人が一人でも少なくなつて欲しいです。

「春よこい」の心境です

札幌市 高橋 利子(副代表)

コロナ自粛から外出が減り、寒さが身に染むこの頃は、家にいることが普通と感ずることに少々「こわい」ものを感じるこの頃です。...春よこい、早くこい...の心境です。



朝日新聞の特集:「迫る 重傷交通事故」 〈2023年1月25～27日〉に励まされています

朝日新聞が、当会の会員4家族を取材され、大変貴重な特集を3回に亘り連載しました。(記事は会のHPに紹介) 以下、取材を受けた会員の一言です。

- ・「(記事によって) 隆輔の無念の思いが、少しでも届いたらと思います」 (米内 隆俊)
- ・「記者さんは、何度も丁寧に一緒に、考えてくれました。被害を無くしたいです」 (能勢 雅美)
- ・「今回の記事が、歩車分離式信号の設置基準の見直しにつながって欲しいです」 (ポタサニャー朱月)
- ・「〈今までにあったことを全部話して下さい〉と、本当に細やかな取材でした。生駒教授の〈見えない障害 周囲が理解を〉の言葉が有り難いです。まだまだ言葉に出来ない苦しみがあります」 (黒川 和子)

関係機関の協力で拡がる「パネル展」

「いのちのパネル」実行委員長 小野 茂

近年、ご支援を頂いている機関や団体で、「いのちのパネル」の冊子をコピーして展示して下さるケースが増えており、大変心強く有り難いです。

右の写真は、道警岩見沢署による、昨年年9月18日、市民交流施設「であえーる岩見沢」での展示です。道警本部でも11月の犯罪被害者週間に展示されました。



以明の思いを受けて

副代表 真島 勝彦

被害者や被害者遺族は事件に対する思いを抱えながら生きている。その思いはそれぞれで、一般論には還元できないものである。事件や被害者のことでも話すことさえできない人も多い。私は命の教室で、息子のこと事件のこと親の思いを語っているが、息子の思いを子供たちに伝えたいと思うからである。

以明の死後、息子のために何かしたいと思い、私は息子がより学びたかった心理学を学んでみようと思い、事件のために息子が卒業できなかった北海道教育大学の大学院に入り、臨床心理学を学び、心理士と公認心理師の国家試験を受け資格を取った。大学では恩師や息子の友人、後輩とも友達になった。

働いていた高校は早期退職した。

現在は道のスクールカウンセラーとして中学校や高校で保護者や生徒のさまざまな話を聴いている。思えば、息子が生きていれば絶対歩まなかった道を今歩んでいる。心理師の仕事はやりがいも多いが、ときどき思うことは、当たり前であるが、この仕事より、息子が生きていればそれが一番だということである。

だから、命の授業では、生徒の皆さんにかけがえない自分と友達の命を大切にしてほしいこと、そのために交通規則を守ってほしいことを伝えている。



人の役に立つ仕事をしたいと言って、心理学を学び警察官を目指していた以明の思いを伝えることをしている。

「命の大切さを学ぶ教室」の入賞感想文

以下は、上記真島さんの講話を聴いた生徒さんの感想文です。警察庁主催の令和4年度「大切な命を守る、全国中学・高校作文コンクール」で 警察庁長官官房審議官賞を受けました。

悲しみの連鎖を絶つ

旭川市立中央中学校 2年 谷藤 陽奈子

「多くの人を不幸にしました」

この言葉は先日「命の大切さを知る授業」で講師の真島勝彦さんがおっしゃった、私の心に強く響いた言葉です。真島さんの息子、以明さんは横断歩道を渡っているとき信号無視をしたトラックにはねられて亡くなりました。その日は以明さんにとって夢への大きな一歩、警察官採用試験の日でした。

「親として子を守れなかった」そう語る真島さんを見てみると私まで辛くなりました。悪いのは加害者。でも、自分にもどこか原因があったのではないか、家から出る前に止めていれば、と自分自身を責めていたこともあったように感じました。

裁判が終わり、加害者がどんな刑になっても失われたものはもう二度と戻ってきません。何の罪もない人がなぜ亡くならなければいけなかったのか。一つの行動でなぜこんなに不幸にならなければいけないのか。あの子は最後に何を思ったのか。現実を受け入れようとするほど、どんどん疑問が溢れてきます。でも、その疑問に対する答えはどんなに待っても出てきません。母は私がどこか行こうとすると毎回、「車に気をつけてね」と言います。その度に私は「分かっているよ。事故には絶対遭わないから」と思っています。でも、講話

を聞いたとき、本当は分かっていたんじゃないか、事故に遭わない保証はどこにもないんじゃないかと思いました。何度も言われて聞いているつもりでも、最近では聞き流して、意識が薄れているのではないかと。そう思った瞬間、私は怖くなりました。これ以上聞き流していたら、意識が薄れていったら、私は事故に遭っていてもおかしくなかったのではないかと。

今日もどこかで交通事故に遭っている人がいます。明日は自分たちが遭うかもしれません。毎日のように事故が起きて、事故で幸せと命を失くす人がいます。どうしたら悲しみの連鎖を断てるのか。できることはたくさんあります。相手のことを考えること、注意深く行動すること、誰かに広めること。一人一人が意識すれば誰もが望む交通事故〇を叶えられるのです。

私は講話を聞いて宣言したいことがあります。それは自分の大切な人に「気をつけてね」ということです。私は親に「気をつけて」と言ったことがありません。でも、講話を聞いたとき自動車同士の事故だってありうることを、生きて家に帰ってくるという普通がどれだけ幸せなことなのかがわかりました。なぜ母が私に「気をつけてね」と言うのか。それは親にできる子供を守る手段の一つで、こう言うことで子供に意識を与えていると考えました。私も家族や友達に交通事故に遭ってほしくないです。意識してほしいです。だからこれから私も母に、家族に、友達に「気をつけてね」ということをここに宣言します。



生徒の感想文に励まされ

代表 前田 敏章

「命の大切さを学ぶ教室」での、生徒さんの真摯な眼差しと講話後の感想文にいつも励まされていますが、昨年後半の中学校での感想文に、大変勇気づけられる一文がありました。現在の「(麻痺した)クルマ優先社会」を改めるための根底課題である「脱・スピード社会」への貴重な意見とと思います。

命の大切さを学ぶ教室 生徒感想

僕は車が好きで、最初、車にどんなイメージがあるかと問われたとき、真っ先に「速くて カッコいいもの」を選んでいました。

今回の話を聞いて、自分の車に対する考え方を変えないといけないし、時速300キロで走る車があるけど、

今すぐにでも時速100キロ未満の車に改良させたほうが良いと思った。

なぜ、スピードを出す車が増えたり、暴走族が未だに無くならないのかというと、全ては、レーサーという職業があり、車好きあるいは今まで車に興味なかった人にも車は速くてカッコいい、自分もやってみたいという強い憧れを持ってしまっているからである。

今すぐにそういう考えを持つ人が増えることを無くすため、僕が今まで楽しんでいたレースゲームや、車のカッコいい映画、それこそ猛スピードを出して儲かる職業(レーサーなど)を一切なくし、時速100キロ以上出る車を製造しないようにすることが必要だと思った。逆にそこまでしないと、速い車はカッコいいという考えが無くなり、スピードを出すことで発生する事故は絶対に「ゼロ」にはならない。(3年生 男子)

「いのちのパネル展」の感想

◆ 全部見て、読みました

自分自身や自分の家族が被害にあったら、と考えたら悲しくなり、涙が出ました。私自身車の免許は持っていません。母に「免許は取らないで」と18歳の時に言われました。被害の方々のご冥福をお祈りします。(50歳代 女性)

◆ 現職の警察官ですが

遺族の気持ちをここまで見られることはないので、良かったです。交通事故防止に努めてまいりたいと思います。(19歳 女性)



JR手稲駅 2022年8月10～15日

◆ 加害者の軽い刑罰に怒りが

最初、何を展示しているのだろうと立ち止まって1枚の写真と文を読み、そのまま全てのパネルを読ませて頂きました。読んでいくうちに何とも言えない悲しみの感情になりましたが、段々怒りの気持ちが強くなってきました。何で、加害者が事故の割に軽い罰則なのだろうか。執行猶予付きが多いのも何だろうと思いました。実態とかけ離れている気がしてなりません。パネル展の事例の多くは、自動車という凶器による殺人行為です。加害者に逃げ道のない法整備を祈念します。(80歳代 男性)

◆ 免許返納は正解でした

とても辛い出来事を全て目を通すことはできません。私も75歳、3年前まで車を運転していました。新聞やテレビで高齢者の事故を聞く度に、子どもたちからの「他人を巻きこむな」という言葉に従って運転を止めた事は正解だったと思います。(75歳 女性)

～～ 以上JR手稲駅にて 8月10～15日 ※2022年は6月に続いて2回開催 ～～



■ どんな時も、気を引き締めます

運転する時も、助手席にいる時も、子どもたちが自転車や歩いている時も、常に、気をつけてねと声をかけ、安全を願っていますが、記事を読み、より一層気を引き締めなくては、と強く思います。新聞やネットでも事故の記事は目にしますが、こういう形で知らせて下さり、ありがとうございます。(50歳代、女性)

～～ 道庁1階展示場(道環境生活部 暮らし安全局主催)にて 11月17・18日 ～～

寄稿

被害者の方々に寄り添うこと ～死傷者ゼロの社会に成る日まで～

北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 北海道被害者相談室 室長 高山 一枝

交通事故被害者の会の皆様におかれましては、長きに渡り死傷被害根絶を目指し、様々な活動をされておりますことに、こころより敬意を表します。

私共民間の被害者支援団体「北海道被害者相談室」は平成9年に北海道警察の要請で北海道家庭生活総合カウンセリングセンター内に設立されました。

さらに平成19年には、公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」の指定、北海道より、「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」の委託を受け、犯罪被害者の方々の支援をさせて頂いております。

開設時の「ボランティア活動によるカウンセリングを通じて、被害者の方々、そのご遺族、ご家族の方々の悩みや心のケアを行い、被害者が自分自身の力で再び平穏な生活を取り戻すよう援助すること」を目的として、被害者一人ひとりのお話を丁寧にお聴きし、心に寄り添い、一緒に考え、被害者の方が望む支援をすることを目指して参りました。

被害に遭われた方が再び平穏な生活を取り戻すことは、厳しく険しい道のりだと思います。時には当相談室だけでは支えきれない場合があります。そのような時には、交通事故被害者の会を紹介させていただくことや、各関係機関と連携し支援を実施しています。

昨年10月、当センター主催の公開講演会に於いて前田代表を講師にお迎えし、「被害者の視点からの命の尊厳と社会正義」のご講演をいただきました。その中で「胸の奥にある悲嘆と絶望は何年経っても変わりません」と語られた言葉に、癒えることのない深い悲しみ、苦しみに接し、被害者の方々のところに寄り添うことについて気持ちを新たにいたしました。

更に、「支援の必要がない社会になること」それは「交通死傷者ゼロ」の社会になることと語られました。前田代表初め被害者の会の皆様が長年取り組んでこられている、「交通死傷者ゼロの社会」になることへの強い思いを感じました。その時が訪れるまで、私たちは被害直後から、被害者の方々が再び歩き始められるまで、被害者の方々の心に寄り添い、関係機関とも連携し途切れない支援を実施していきたいと思います。今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。



会へのメール

昨年8月、下記の大変暖かく勇気づけられるメールが会に届けられました。感謝を込めて紹介させていただきます。(編集者)

貴会員の想いを教習生に伝えています 斜里自動車学校長 木村 尚哉

突然のメールで失礼します。

私は、警察官として42年間勤め、定年退職して4月から現在の立場で仕事をしております。

警察官として在職中、約半分を交通事故係として日々忙しい毎日を送ってまいりましたが、常に私が考えていたことは「被害者の心情」でした。

そんな中、私が「警察署の事故係として勤務していた平成11年に「癒されぬ輪禍」が発行され、読ませていただきましたが、読み進めていくと涙が止まらなくなってしまい、5つ位しか読むことが出来ませんでした。それ以来、この冊子の表紙を見るだけ

で涙が溢れてしまうものですから冊子は封筒に入れてずっとしまい込んでおりました。

この自動車学校では、「癒されぬ輪禍」の中の3編ほどを映像にしたビデオテープを「若年者講習」時に視聴させて感想を発表させる教育をしているものですから、20年ぶりに冊子を封筒から出してみたところ、経年劣化のためか風化しつつあったものですからデジタルデータ化して保存しました。

本題ですが、ビデオ画像以外にも素晴らしい文章が多数ありますので、これを教習生への教材として活用したく、お伺い致します。なお、年2回の会報を毎月見させて頂いており、教習生に紹介しています。

写真は、当校の「命のパネル展」の展示状況です。
(承諾を得て)複製させて頂いております。



訴え

交差点で小学生を殺めた重大過失の加害者が略式裁判の罰金刑とは？！ 「人命軽視の麻痺したクルマ優先社会」は 即刻改めなければならない

代表 前田 敏章

会報66号P10に記した①の2022年4月20日、札幌市西区西野の市道交差点で起きた「自転車男児はねられ死亡」の被害事件ですが、犠牲になったのは、同住所の金井^{げんと}舷仁さん（10歳、小学5年）です。

前号では、事件の2日後、現場で手を合わせ、社会が絶対に護るべき子どもの命を、かくも理不尽に奪う「クルマ優先社会」への怒りを記しました。

何と 加害者は略式起訴による罰金の寛刑

事件から8か月、12月になって、舷仁さんのご両親から、「事件以来、地獄のような苦しみと悲しさです。先日、検察から、（加害者は）略式起訴の罰金刑の見通しと聞き、あまりに軽い扱いに呆然としております」との連絡があり、「息子の人権と尊厳を守りたいです」と入会に到りました。

しかし、ご遺族の願いにも拘わらず、札幌区検は略式起訴。札幌簡易裁判所は12月28日、書面審理で、「被告人を罰金50万円に処する」を主文とする略式命令を決定しました。（確定は1月20日）

加害者は 交差点での徐行義務を守らず 時速40キロを超える危険走行

略式命令による加害者の罪状ですが、現場は写真（前号P10の再掲。4月22日、事件とほぼ同じ時間に筆者撮影）のように加害車両から見て左側（舷仁さんが自転車で通行した道路）の見通しが悪い交差点です。道交法42



条には、このような交差道路での徐行義務を明記しています。（注1）

しかし加害者は、本交差点が近隣の児童がよく通る道路

であることも熟知しながら、徐行せず、左方道路から進行してくる車両の有無及びその安全確認不十分のまま、漫然時速約40kmで進行した過失により舷仁さんの命を奪ったのです。「命令」記載の公訴事実には、3.6mの距離で舷仁さんを視認とあります。加害者が、徐行義務を遵守していれば、舷仁さんの命は確実に護られていました。（注2、3）

（注1）「道路交通法」第42条（徐行すべき場所）

「車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき（括弧内略）。二 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂を通行するとき。

（注2）本条の「徐行」についての定義は、同法第2条1項20号に「車両等が直ちに停止することができるような速度で進行すること」とあり、この規定について、「道路交通法解説」（東京法令出版、18-2訂版、p414）では、「直ちに停止することができるような速度」とは、「ブレーキを操作してから停止するまでの距離が、おおむね1メートル以内となるような速度のことをいう。」とあります。

なお、この徐行速度の時速への換算については「8km乃至10km毎時程度」（同書P414宮崎注解）という記述もありますが、道交法では抽象的文言としています。

（注3）更に付記すれば、この交差点での徐行義務は交差道路（舷仁さん側）に一時停止の標識がある場合も免除されません（同書p421 昭62.7.29.東京高裁）

公判に付されないのは不正義

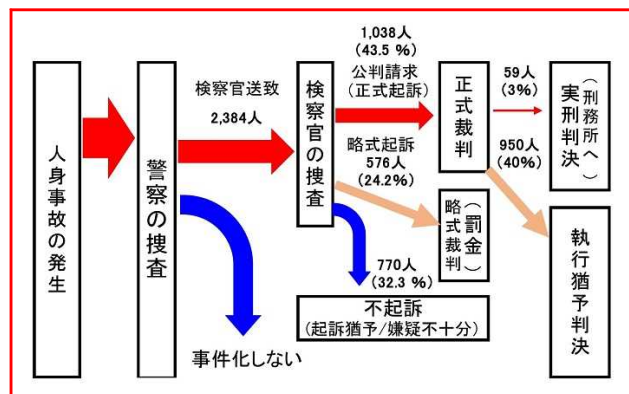
二重三重に悲憤を感じます。運転者の重大過失に因り社会が守るべき大切な命が奪われたのです。公の法廷で、公正な審理を経て実刑に処されなければなりません。書面審理の略式裁判手続では、ご遺族が被害者参加して舷仁さんの無念の「声なき声」を代弁することも、私たち市民が傍聴し見守ることも叶わないのです。「人命軽視の麻痺したクルマ優先社会」に深く打ちひしがれました。

刑法（自動車運転処罰法）の抜本改正を

改めて会報65号P7～の「誌上フォーラム」の提起の重要性を感じます。同号p9の刑事手続きの流れ図（青野弁護士作成）に、2020年の自動車運転過失致死罪のデータを入れてみました。何と、不起訴：32.3%、略式起訴：24.2%におよび、実刑は検察官送致の約3%に留まるのです！

自動車運転処罰法の抜本改正が急務です。

※ 数字の起訴・不起訴は検察統計、判決はR4犯罪白書



コラム

北海道内市町村の犯罪被害者支援特化条例（後編）

副代表 内藤 裕次（弁護士）

1 はじめに

会報第66号で、令和4年8月26日に北海道弁護士会連合会が行った「北海道内のすべての市町村に犯罪被害者支援条例を」と題するフォーラムの準備状況などについてご説明しました。

後編の今回は、フォーラムの内容についてご報告致します。

2 フォーラムのメニュー

フォーラムのメニューは、次の通りでした。

- ① 市町村アンケートの分析結果
- ② 諸澤英道先生の基調講演「被害者への初期支援を担う市町村の役割」
- ③ 被害者2名による講演
- ④ 調査結果報告「犯罪被害者支援条例を制定している道内の市町村」
- ⑤ 市町村からの報告（北斗市及びせたな町）
- ⑥ モデル条例案について

3 概要

以下、特にお伝えしたいことについて、概要をご説明します。

（1）市町村アンケートについて

フォーラムに先立ち、道内の全市町村（179市町村）を対象として、被害者支援特化条例制定に関するアンケートを実施しました（回収率66%）。

その結果、特化条例を制定している市町村は9自治体、要綱などによって条例に近い支援をしている自治体は6自治体であることがわかりました。両方合わせても8%程度ですので、低い水準です。

条例の制定をしていない理由としては、「犯罪のない平和な自治体」、「現状で問題ない」というものが多く、「担当者の経験不足」といった現実的な障壁を回答する自治体は数例でした。このことからすると、条例制定の必要性を理解していただければ、制定に向けて舵を切ることは比較的容易なのではないかとも感じました。

（2）諸澤先生の基調講演

諸澤先生のお話は示唆に富むものが多く、書き切れないのですが、なかでも「被害者支援で重要なのは被害者の権利を守ることだが、権利を守るのは、国と自治体の責務である。従って、自治体は条例を作る義務がある。」という点が重要と思いました。

また、「被害者が今までと同じ生活圏で支援を受け

ることが必要で、そのためには、自治体による途切れない支援が必要」と言われます。確かに、被害者は生活の本拠で生きていくわけですから、地元での支援が必要です。反面、被害は旅行先や仕事先でも生じうるので、いくら「地元が平和」であっても、地元支援策が無ければ、被害者は救われません。前出した「犯罪のない平和な自治体（だから条例は検討してない）」というアンケートの回答は、被害の実情に配慮がないと感じます。

（3）自治体の報告

北斗市では、平成22年4月から条例が施行されています。

支援の内容としては、「医療・福祉サービス」、「公営住宅の入居についての特別な配慮」のほか、「遺族見舞金として30万円」、「傷害見舞金として10万円」があるそうです。傷害見舞金の支給実績は、制定後2件あったとのことでした。

せたな町では、令和4年4月から条例が施行されており、ホットな情報が聞けました。

せたな町でも北斗市同様の見舞金の支給規定を設けているとのことですが、最も重要だと感じた点は、警察との連携が図られているということだと思いました。制度があっても適用されなければ意味が無いですが、犯罪を認知している警察と連携することによって、被害者を漏れなく支援できるようになるからです。

（4）モデル条例案

被害者が創る条例研究会でもモデル条例案を提案されていますが、この日ご紹介したのは、弁護士会オリジナルの条例案です。

この条例案は、多数の条例の実例をふまえて作成された非常に力が入ったもので、「過失犯、責任無能力者による犯罪も支援対象にすべきこと」、「支援者によるアウトリーチ支援をすべきこと」、「情報収集のための費用の援助」、「時効中断のための再提訴費用の援助」、「損害賠償の代理支払い」などの条項が盛り込まれています。



4 まとめ

北海道弁護士会連合会では、このフォーラムを行ったことで一区切りとせず、今後も条例の制定に向けた活動を継続していくとのことでした。

交通犯罪被害者の尊厳と権利、被害根絶を求める要望活動

関係省庁への要望書提出と回答

今年度も9月に、関係省庁（内閣府、警察庁、国交省、法務省、厚労省）宛「交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故根絶のための要望書」を提出しました。

提出窓口は、これまでお世話いただいた荒井聡議員が引退されましたので、後を継いで2021年の衆院選で当選された、ご子息である荒井優議員です。

私たちの要望書は、2005年の初提出以来、超党派の（交通事故問題）議員連盟所属であった国会議員を介して提出しておりますが、回答は、10月までに荒井事務所届けられました。

私たちは、被害ゼロのための根底の課題を総合的に早急に進めることを強く求めています。回答では、貴重な前進と従来型で不十分な内容とが混在しています。

以下は新たな回答内容と回答についての当会のコメント【※印】です。詳細については会のHPに要望と回答の一覧がありますので参照下さい。

2022年 省庁回答についての覚え書き

2-2（科学的捜査と原因究明に交差点カメラの設置推進を）
【警察庁】交差点カメラの設置については、交通事故発生状況等を考慮して、各都道府県が計画的に進めている。

4-1・2（自動車運転死傷行為処罰法の改正について）
→【※ 法務省からの回答は得られませんでした。本法制定から10年目になりますので、抜本改正が求められます】

4-3（飲酒運転根絶について）
【警察庁】2021年の千葉県八街市の飲酒トラックによる事故を受け、道交法施行規則を改正し、安全運転管理者の義務として、運転者の酒気帯びの有無を確認等の規定を新設するなど、使用者対策を推進している。

5-2（高齢運転者など免許付与条件と資格管理の厳格化）
【警察庁】2022年5月より75歳以上で一定の違反歴の運転者への技能検査を導入した。高齢運転者の認知機能等検査の適正な運用に努める。

6-2（「ゾーン30」など居住地域の全ての道路の低速化）
【警察庁】「ゾーン30」は令和3年度末までに全国で4,186か所（前年度比155か所増）を整備。令和3年8月からは、警察と道路管理者が連携して最高速度30キロメートル毎時の区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せによる「ゾーン30プラス」として設定。

→【※ ゾーン30の整備数はあまりに過小。西欧に学び、居住地域全ての低速化へ、抜本的な施策確立を求めます】

6-2（歩車分離信号について）
「歩車分離式信号は、歩行者等の安全確保に有効な手段であると考えている。（導入の基準については）平成31年3月20日付通達において、「歩車分離制御により防止する

ことができたと考えられる事故が、過去2年間で2件以上発生している場合、又はその危険性が高いと見込まれる場合」と示している。引き続き、歩車分離信号の効果と影響を総合的に勘案し、適切な導入が図られるよう、都道府県警察を指導する」→【※ 要望書で強調しましたが、上記通達の基準見直しを強く求めます】

6-2（自転車レーンの確保など、自転車の安全対策）

【国交省 道路局環境安全・防災課】

「自転車の通行空間について、関係機関と連携して、歩行者、自転車、及び自動車適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する」

6-2（自動ハイビームの義務化を急ぐこと）

【国交省 自動車局車両基準・国際課】

「夜間の安全確保のために、ハイビームの点灯は重要であると認識しており、適切な使用が必要と考えている。

このため、国土交通省では、ご指摘のような対向車の位置等を車が検知し、自動的にハイビームとロービームを切り替える先進なヘッドライトに係わる技術基準を策定している。この先進ライトの普及を促進するため、自動車アセスメントにて、新車に搭載されている先進ライトの安全性に関する試験を行い、その結果を公表している。（成果として）2021年に販売された新車のうち約8割に先進ライトが装備された。全車搭載義務化については、どの技術レベルを義務化するのか等、今後の技術開発や事故削減効果を踏まえ、適切な基準となるよう検討していく」

6-3（無人の自動運転車への楽観論などの問題）

【国交省 自動車局技術・環境政策課】

「交通事故の防止に向け、自動運転等に対する過信・誤解への配慮を欠かさず、ISA等の安全運転を支援する車両の技術の開発・普及の促進は非常に重要であると認識し、

・自動車の自動化レベルごとに「運転支援車」「完全自動運転車」等の呼称を策定 ・産官学の連携により、ISAに関するガイドラインの策定（令和元年12月）

・ペダル踏み間違い急加速抑制装置等を搭載した安全運転サポート車（サボカー）の官民連携した普及啓発

・ドライバー異常対応システム（運転者が無反応状態になった場合に、自動で安全に停止や操舵する緊急機能）に関する保安基準の制定

など、取り組みを進めている」



道への要望書提出

11月24日、道庁会議室にて、道知事宛の要望書提出と意見交換を行いました。

会から、前田代表と内藤副代表が赴き、道は、田辺くらし安全局長、西田道民生活課長が対応しました。（写真は局長への要望書手交）



今回も、会報に記された全道の会員からの切なる声を伝え、死傷被害ゼロへの抜本対策10項目を強く求めました。（道のコメントは会のHPに掲載）

犯罪被害者週間全国大会2022～いのち、きぼう、未来～

20回目となるハートバンド全国大会は、11月26日（土）、東京都千代田区のJA共済ビル カンファレンスホールに於いて行われました。



コロナ禍により、オンライン併用での開催となりましたが、昨年より多い60人を超える方が会場参加され（写真）、ズーム参加の沖縄から北海道、全国の被害者団体と支援の方、130名以上の方がつながり合う貴重な大会となりました。

北海道からは4名が会場参加、2名がリモート参加し、前田は開会挨拶、高石さん（「飲酒ひき逃げに厳罰を」の会）と内藤副代表（リモート参加）は第2部のハートトークで発言しました。

第1部では、最初に、警察庁犯罪被害者等施策担当の関口参事官、全国被害者支援ネットワークの奥山専務、そして犯罪被害救援基金の黒澤専務から暖かいメッセージをいただきました。

被害者の声は、最初に、大分県の工藤奈美さんが、2009年、高校の部活道の中で、顧問教師による「体罰」という名の「パワー濫用」で命を落とした息子

さんの被害事件について、刑事責任を求めた必死の取り組み報告があり、続いて、2015年川崎市の中学生上村遼太さんが被害者となった殺人事件のお母さんから、二次被害の問題、残された兄弟である子どもへの支援の必要性などが切々と語られました。

さらに、今大会は20回目の節目に当たりますので、写真動画と運営委員の言葉で構成する「ハートバンド 20年のあゆみ」、そして、各団体の活動紹介ビデオと続き、木下徹さんの「私の未来宣言」演奏で第1部を終えました。

第2部のハート・トークは、会場参加の方と画面でつながっている全国のズーム参加者とが交互に（合わせて17人が）発言。共通する課題やコロナ禍の中での支え合っの活動などが交流されました。

なおこの後、同会場で約40名が輪になっての懇親交流会が行われ、貴重な語り合いが出来ました。

このように私たちは、困難な中でも「いのち、きぼう、未来」を合い言葉に、被害者等の尊厳と権利回復のためのさらなる制度改善と国民理解の深化をめざし、討議と交流を深めることができました。（前田）



全国大会に参加して

息子を亡くして29年 同じ気持ちの人に会いたくて 札幌市 佐藤 京子

ハートバンドの20年という節目の大会に参加できたことを心から感謝しています。

初めに話された工藤剣太さんの事件は衝撃的で、とてもありえないと思い、友達に相談し大通公園で2人で街頭署名をしました。いろいろなことを言われましたが、他人事ではありません。いつ自分たちや周りがそういった局面に立たされると思わない人たちがたくさんいて、すごく心が傷つきました。それでも少しですが署名を送らせていただきました。

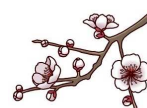
とても懐かしい顔、またどんな思いでここにいられたのかと、初めてのの方はとても辛いのではないかと思います。でも懇親会でみんなの顔を見て話せることは、とても大切だと思いました。

その日は息子の誕生日でした。また息子がここに行かせてくれたのだと思いました。息子を亡くしてから29年になりますが、この間、同じ気持ちの人に

会いたくて会いたくて、探しました。今はたくさんの仲間と一緒に居られることに感謝しています。きっと私が寂しい思いをすることがないようにとの息子の配慮だと思っています。

29年たってもあの時と何も変わりません。人の言葉に傷ついたり、涙して這い上がれなかったりしますが…。大会を通して、また初心に戻り、私は、沢山の仲間がいるので、まだ出かけられるうちに、これからも外へ、同じ仲間会いに、どこにでも駆けつけたいと思います。そばにいたい、そばにいて欲しい。聞いてほしい、話せるなら、肩を寄せあい話を聞きたいと、今も昔と変わらず、そう思わせてくれる大会でした。

こんな思いをすることが、絶対に、二度と繰り返されないようにと祈ります。木下徹さんの演奏「私の未来宣言」も、本当に心に染みしました。これを開催して下さった皆様、ありがとうございました。お疲れ様でした。



ハートバンドに「居場所」を求めて 小樽市 斎藤 敬子

交通事故の被害者の会に入会以来、定期的に送られてくる会報誌。新しい情報、活動報告、そして会員の手記などは、いつも私に生きる力を与えてくれます。

その紙面でハートバンド全国大会がリモートと共に会場開催もあると知り、昨年の11月私は2年ぶりに参加することができました。

参加の一番の動機は「居場所」を持ちたいからです。自分は生きていても良いんだ、悲しくて苦しいのは自分だけではないんだ、と思える場所は、そう多くはありません。

過去に二度お会いした参加者さんたちとも再会することができました。また、初めて参加された方の話は、過去の自分と重なり、苦しくなったり…。新たな出会いもありました。

それら全てを抱きしめながら、亡き長男の面影と共に毎日を生きていきたいと思います。



2022ハートバンドに参加して 江別市 高石 洋子 (「飲酒ひき逃げに厳罰を求める…会」共同代表)

2019年以来のコロナ禍で、何もかもイベント中止、我慢、我慢の日々でした。

ようやく少しずつ元の生活が戻りつつある中、やっとハート・バンドも縮小ですが開催されました。懐かしい仲間との久しぶりの再会に、皆喜び合いました。ずっとズームでの委員会、大会でしたので、会場で会えることは、嬉しかったです。

第一部「被害者の声」では、息子さんを亡くされたお母さま二人が発言してくれました。

大分県から参加されたご両親は、お母さんが話してくれました。平成21年8月、剣道の部活中、顧問の拷問とも取れる行き過ぎた指導により17歳で命を絶たれました。話は赤裸々に、その日の実態を实によく調べて、本当に事実を話してくれました。どれだけ悔しかった事でしょう。想像を絶する殺人だと思いました。大変な裁判の話も辛い内容でした。

ズームで話してくれたのは、2015年、川崎市で集団暴行（未成年）で亡くなった当時中学生だった息子さんのお母さんでした。この事件は全国報道で数日 TV で流れていたのに凄く覚えていました。息子さんを亡くした苦しみの中、嘘の報道、誹謗中傷で傷つき、知らない街に引っ越した話は、報道されていないので衝撃でした。

被害者の声は、やはり直接聞かなければ、勝手な判断で誤解していたり、嘘の報道を信じてしまったりします。声を出すのは、きつく、辛いですが、でも、本当は皆に聞いてほしいはず。真実を分かってもらいたいはず。事件の内容は、それはとてもむごくて、聞いてる方も、受け止めることが出来なくて最後まで聞けない事もあるでしょう。私たち犯罪被害者遺族は、事実を理解し、一緒に泣く、それが、自分たちの明日の一步つながるのではないかと、そう思いました。

犯罪の形は無数にあります。その中のほんのわずかな事件でも、その事実を分かってもらいたい。分かることができる。それがハート・バンドなのだと思います。そして、この場で出会った被害者仲間同志が緩やかな連携の下で優しくつながっていることが、ありがたいのだと感じました。

2023・ハートバンドはどうなるのか、是非、いつもの形で開催されることを願っています。実行委員としても、お役に立つことをして行きたいと思っています。

では、皆様これからも宜しくお願い致します。



下記は、高石さんの「命の大切さを学ぶ教室」での講話を報じた、「北海道新聞」2022年12月8日付記事です。

輪禍死の遺族 命の尊さ訴え

【江別】19年前に次男拓那さん(当時16歳)をひき逃げで亡くした市内在住の高石洋子さん(60)が、拓那さんの母校である野幌高で講演した。3年生約80人が耳を傾け、命の大切さについて考えを深めた。

法務省の人権啓発活動の一環で5日に行った。拓那さんは2003年2月に新聞配達のアパートに向かう途中で被害に遭った。逮捕された運転手は、ひいた後に逃走したためアルコー

ルが検出できず、飲酒運転を立証できなかった。講演で高石さんは「来年少で丸20年がたが、この間のように思い出される」と息子を失った際の悲痛な心情を赤裸々に吐露。

その上で、地道な働きや取り組み、飲酒運転を厳罰化する法改正につなげた体験などに触れ、「1分1秒を大事にして生き延びたい」と生徒たちに呼びかけた。

(十門寛治)

野幌高 拓那さんの母校である野幌高で講演する高石さん



～東京～ ワールドデイ(世界道路交通被害者の日)2022 ～北海道～

11月第3日曜日は、国連が2005年に決議した世界道路交通被害者の日(World Day of Remembrance for Road Traffic Victims)でした。

東京では、今年も、小栗幸夫氏の呼びかけで、東京タワー前の芝公園にてキャンドル集会が行われました。天候に恵まれず、急な日程変更を余儀なくされましたが、11月19・20日の両日、7名の参加者でキャンドル集会継続の意義が再確認されました。(私もオンライン参加を致しました)



写真は、小栗氏から届けられた紹介動画のワンショットです。

北海道では、2008年以來毎年開催して

いたフォーラムが、新型コロナウイルスのため3年連続で中止を余儀なくされ、「いのちのパネル展」だけの取り組みとなりました。

11月17日道新記事のように、11月16日、札幌市(区政課)の協力を得て、札幌駅地下歩行空間北大通広場にて開催。沢山の方が足を止めてくれました。



編集を終えて

■ コロナ禍の中、総会・交流会に加えてフォーラムも3年連続で中止せざるを得ませんでした。「(被害者等が)孤立無援の無力感に苛まれることがないように支援し合う」(会則2条)を目的の一つとする当会にとって、厳しい時期が続きます。■ そのような中、「あの日から60年」と、何年経っても変わらない無念を記して頂いた木戸さん、事件から間もない裁判前のお辛い中「新会員より」を記して頂いたダンラップさん、そして、暖かい「寄稿」を頂いた被害者相談室の室長さんはじめ、原稿を寄せて頂いた皆さまに深謝致します。■ しかし、被害は止まず、「日常化された大虐殺」の現実が続きます。当会への入会者も後を絶ちません。報じられる「全国交通死〇年以來最小〇人」という記事などで楽観論に陥り、被害ゼロへの根底課題に向き合うことをためらう「クルマ優先社会」の麻痺が気がかりです。■ その意味でも、朝日新聞道支社が、1月25～27日の特集「追う 重傷交通事故」(記事は会のHPでも紹介)で、当会4家族の痛切な願いを深く掘り下げて下さったことに、勇気づけられます。■ 被害者理解は、命の尊厳(交通死傷ゼロ)と社会正義につながると思います。会報を手にして頂いた皆さまに、更なるご理解とご支援をお願い致します。(前)

会 誌

2022.8.1. ～ 2023.1.31.



8/15 会報66号発行 9/5 関係省庁へ要望書提出
11/24 道環境生活部へ要望書提出、意見交換

《訴えの活動》

◆8/23 司法修習生講話、8/26 常呂高、8/30 札幌中央中、9/21 旭川 嵐山中、9/28 札幌 清田中、10/5 苫小牧西高、10/12 美幌高、10/14 被害者支援公開講演、11/9 栗山高、11/22 北広島 東部中、11/25 札幌龍谷学園高、12/6 恵庭中、12/21 旭川明成高(前田)
◆8/26 札幌市立西岡中、9/8 札幌刑務所、10/14 室蘭西中、11/7 海星学院高校、11/8 札幌厚別高校、12/1 被害者支援フォーラム、12/5 野幌高校(高石)
◆9/1 札幌市立北栄中、10/4 登別市立鷺別中、11/5 登別市立幌別中、11/8 厚別警察署、11/11 池上学院高校、11/18 芦別市立芦別中、11/21 赤井川村立赤井川中、12/6 恵庭市立柏陽中(真島勝)
◆9/2 函館被害者支援連協協会、11/11 七飯町立七飯中、12/5 知内高校(福澤)
■ 処分者講習 8/4、10/6、11/11、1/12(前田)
9/2、12/2、(真島勝)

《いのちのパネル展》

■ 8/10～15 JR手稲駅、■ 11/16 札幌駅地下歩行空間、■ 11/21～12/2 札幌国際大学

【お知らせ】2023年の定期総会・交流会は
5月13日(土) 13時半～17時 「かでる27」
にて、感染防止対策を万全に行う予定です。